

PFI 事業に関する事業者選定について

通常、公共事業は、入札（一般競争入札（地方自治法 234 条）¹⁾、指名競争入札（同法施行令第 167 条）²⁾）による事業者の選定、調達が制度として一般的です。一方、事由が妥当であると認められれば、入札によらず「随意契約」による場合もあります。

随意契約とは、「競争の方法によることなく、任意に特定のものを選んで契約を締結する契約方式（同法施行令第 167 条第 2 項）」とされ、

- 緊急の必要により、競争入札に付することができない場合
- 競争入札に付することが不利と認められる場合
- 時価に対して著しく有利な価格で契約を締結できる場合
- 競争入札に付し入札者がいない場合

に行われます。

また、随意契約であっても、業者数社からの提案書を比較検討の上契約する場合もあります。

PFI³⁾事業では長期にわたる契約であることから、調達の公平性や透明性が強く求められることから、大規模プロジェクトは特にそうではありませんが、通常は入札による調達が一般的となっております。しかし、海外の例では、

実質的な競争が制限されている場合

民間側からの発案で特に独創性の高いプロジェクトの場合

等の随意契約による調達も多数行われております。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（通称 PFI 法）第 4 条第 3 項第 2 項には「民間業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化をはかるとともに、民間業者の創意工夫を尊重すること」とされ、「選定過程の透明化」、「民間業者の創意工夫の尊重」が重要なポイントであることが示されております。

PFI 法第 7 条には「公共施設等の管理者は、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする」とされており、一般に競争入札の方法により市場原理による公正な競争を重視しています。

ただ、純粋な競争入札が難しいケースも想定されています。PFI 法附則第 3 条において

は、「政府は、公共施設等に係る入札制度の改善を踏まえつつ、特定事業を実施する民間事業者の選定の在り方について検討を加へ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しています。競争入札を実施しない場合において、客観的で透明性の高い PFI 事業者の選定基準を定めるとともに、地域住民が納得できるようにこれを公開することが必要となります。

つまり、広く民間業者から提案を募集し、より公正な基準で評価を行うため、プロポーザル方式や民間事業者の創意工夫を柔軟に評価出来る随意契約方式等も活用するなど、最も適切な選定方式の採用が必要であると考えられます。

最近公共事業の落札者の決定において、価格その他要素を総合的に判断して、発注者にとって（公共サービスを受ける住民にとって）最も有利なものをもって、事業提案者、事業参加業者を落札する総合評価方式の適用範囲を拡大する動きがあります。

総合評価方式は、必要とされる技術等の個別条件に合わせて事業の効率的かつ効果的な実施を確保する、という観点からが採用されています。事業者の提案を評価するにあたっては、リスク分担、提供される公共サービスの水準、工期、公共性、安全性、環境の保全等幾つかの評価基準に基づき、総合的に最も財政資金を効率的に使用できる業者を選定します。参加する民間事業者は、

より効率的な官民のリスク分担と責任の取り方

実現性及び効果について、事業全体の財政負担の軽減、若しくはサービス水準の向上（VFM）を更に高めるための工夫

自ら必要な資金調達を行うことのできる健全な経理的基礎

資金を効率的に使用し高い水準の公共サービスを提供することができる等技術的適性

事業の遂行に関し、収入および支出、事業コストと収益が明確に把握できる体制

事業に関連する資料を情報公開する体制

等が整備されている必要があります。これら要素は、現時点でかなり高いハードルといえます。

事業コストの中には目に見える資金（財源）だけでなく、時間経過とともにあらゆる面で官・民ともコストがかかるという一般的には見過ごしがちなものもあります。事業者選定に関しても同様のことがいえ、最大の目的である住民サービスを低下しないよう考慮しなければなりません。本事業のように独立採算の B00 方式による PFI 事業の場合は、公共事業という枠組みの中を逸脱することなく、市民にコストを反映させないために、いか

に早く事業に着手し、いかに適切な住民サービスを早期提供できる業者を選定するかが、最重要項目となります。

事業者選定に関し、従来の公共事業においてもその事業に最も適した手法が採用されていました。日本における PFI 事業では、前例が少ないこともありますが、今後の PFI による公共事業ではさらにこの主旨を尊重しなければならないと考えます。

他の自治体には少なからず協定締結等の事例はありますが（君津市では設置済、市川市では協定成立、年度内設置開始予定）前例にとらわれず法令遵守の中に住民満足は欠かせないという観点から、本事業では随意契約が現時点で最も相応しいと考えております。

当社団法人が PFI 事業として「避難誘導案内板事業」を行うに至った経緯として、防災・避難意識の向上があげられます。市民の生命、財産を守るのは市民各自の意識の持ちようによる、という自主防災を、情報の観点から普及促進するため、現状の防災関係予算を視野に入れ、検討いたしました。

日本版 PFI 事業の草創期にあたる現状では、大規模プロジェクトへの適用、完全な民間への業務委託に若干の問題が発生する懸念があります。本格的な PFI 普及のため、当社団が研究したところによると、

情報公開（資産、財務内容等含む）

効果測定

倫理、意識

手法の熟知

等が特に民間企業に求められ、前述のように非常に高いハードルといえます。

当社団では、日本版 PFI の広範な活用のための研究事業として、特に高い倫理を有し、通常収益活動として行うべき事業において公益事業として取り組みます。具体的には、メンテナンス費用のための協賛価格を毎年の引き下げる、2年に1回程度の防災意識調査、避難誘導案内板表示面を4年に1度最新の情報に更新、資産公開等を行います。

また、当然のこととして、パートナーシップを組ませていただくということは、当社団職員が自治体へ足を運ばせていただくことのほか、自治体の担当者の方も社団へお招きする必要があると考えております。

本事業において、総合評価方式の形をとった随意契約の協定締結の事例がすでにあります。君津市では避難誘導案内板 23 基設置済、市川市では協定成立、事業進行中であり、前例にとらわれず法令遵守の中に住民満足は欠かせないという観点から、本事業では随意

契約が現時点で最も相応しいと考えております。

日本では、法案のみが成立した PFI 事業という、歴史も実績もない新しい手法による公共事業を民間セクターに一任するには、自治体側に改革的思想と、財政に対する危機感および必要にして不可欠な住民サービスを絶対に行う、という強い使命感がなければならぬといえます。

1) 一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争をさせ、最も有利な条件を提供したものと間に締結する契約方式（地方自治法第 234 条）。1994 年に定められた政府調達に関するアクション・プログラムでは、一般的にこの手法によることとされている。

2) 指名競争入札

資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式（地方自治法施行令第 167 条）。指名競争入札は、当該契約の性質または目的が一般競争に適さない場合、参加者が一般競争に付する必要がないほど少数の場合、一般競争入札に付することが不利と認められる場合、に適用される。

3) PFI

PFI とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方（経済企画庁「PFI 推進研究会報告書」より）。